

吉國長官竹金并

された部分があるわけなんですね。これは私から申しあげるまでもなく、平和条約のそれは五条のC項ですね、五条のC項に「連合国としては、日本と及び日本国が集団的安全保障取組を自発的に締結することができることを承認する」と、これが一つござりますね。それから日ソ共同宣言の中にも、相互にこれを持っていることを相互に確認をいたしましたね。それから私は、一番これが明確になつたのは、現在の日米安保条約だと思ふんです。日米安保条約の中では、私からこれも申し上げるまでもないでござりますけれども、その前に文に「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛権をわが國が持つてゐるといふことをお互いに確認し合つて、そして安保条約をつくつたんだということを明確にしておるわけだ」、そして「よつて、次のとおり協定する」と、つまり、集団的自衛権をわが國が持つてゐるといふことをお互いに確認し合つて、そして安保条約をつくつたんだということを明確にしておるわけですね。少なくとも国連憲章でいう集団的自衛権といふものは、サンフランシスコ講和条約、日ソ共同宣言、特に日米安保条約の基礎をなしてゐるところを考えてよろしくどうぞいきますか。

ます。したがつて、この日米安保条約そのものも、第五条をちゃんとなればおわかりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によつて安全を守る、日本は米国の領土防衛をしないといううたてまえになつております。この点はつまり、日本が集団的自衛権を行使できないといふことの実は裏側の証明にならうかと思ひます。  
○水口宏三君 その点は、私は納得できないんです。  
それじや防衛庁長官にお伺いしますけれども、防衛庁長官は、憲法上の問題として海外派兵はできないとおつしやいましたね。しかし現在の憲法のどこにそういうことが書いてあるんですか。  
○國務大臣(増原忠吉君) この問題はひとつ法制局長官からお答えいたしたいと思います。  
○説明員(吉國一郎君) これは、憲法九条でなげ衛権を使ひて自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかといふことの説明時代にして、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずつ同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるといふことは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないといふことは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいたいたい概念だと思ひます。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかといふことになりますが、憲法の前文においてもそろそろございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福の國政の上での最大の尊重を必要とすると書いて

ざいますので、いよいよさりきりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によつて侵されて国民が童炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだといふのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るために最小限度の行為だ。したがつて、国土を守るというためには、集団的自衛の行動といふらうものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されようといひ段行なわれて、さらには我が國が侵されようといひ段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておりますわけだござります。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

けれども、いまの法制局長官の御説明の中で憲法のどこにそれがあるか全然明確になつていませんよ。自衛権そのものすら不明確なんですね。自然権そのもののすら憲法では規定をしていない。自然権として認めているといふあなたの方の解釈であります。また、われわれもそろ解釈しております。むしろ自然権である自衛権そのものの行使の形態を否定したのが九条だと、そう解釈する以外に、法制局長官のおっしゃるように、集団的自衛権は行使できないんだというようなことは憲法上どこから出てくるんですが。

○説明員(吉岡一郎君) お答え申し上げる前に申し上げなきゃいけませんことは、自衛権ということのは、確かに国際法上固有の権利として国連憲章第五十一条においても認めておるところでござります。自衛権といいのはいわば一つの権利でございまして、その自衛権に、国連憲章で認められる前は個別的——インディビデュアルというような形容詞をつけないでザ・ライト・オブ・セルフ・ディフェンス——自衛権ということで、いわば個別の自衛権と申しますか、最近、学者の用いますことばでは個別の自衛権といふものを表現していただんだと思いますが、国連憲章になりまして、このインディビデュアルのあとにオアだつたと思いますが、インディビデュアル・オア・コレクティブといふという形容詞がつきまして、個別の及び集団的の固有の自衛の権利といふふらなことばづかいになつたわけでござります。したがつて——したがつてと申しますか、自衛権といふものはいわば一つの権利、所有権といふような権利がございまして、その自衛権の発動の形態としてインディビデュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるといふ観念じゃないかと思います。憲法第九条の説明のしかたとして自衛権、自衛権の発動の形態としてインディビデュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるといふ観念じゃないかと思います。そこでございまして、広い意味の自衛権という形になりましたが、自衛権といふものは一つで、その

発動の形態がインディビデュアルかコレクティブだという説明をいたしますと、先ほど申し上げましたように、日本の憲法第九条では、先ほどおっしゃいましたように、国際紛争解決の手段としては武力の行使を放棄しております。自衛権があるかどうかといふことも問題だと仰せられましたが、その件につきましては、少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。その自衛権を持つていてるというところまでは最高裁の判決において支持をされておりますが、これから先が政府の見解と水口委員やなんかの仰せられますよう考え方との分かれ道になると思います。先ほど私が申し上げましたのは、憲法前文なり、憲法第十二条の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることには許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが國が他国武力に侵され、国民がその武力に圧倒されて苦しむなければならないといふところまで命じておるものではない。國が、國土が侵略された場合には國土を守るために、國土、國民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビデュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないといふ説明のしかたでござります。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませんけれども、憲法第九条のよつて来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないとなつて、いたぐと十二条は自由及び権利の保持、濫用禁止、利用責任の問題である。十三条は個人

の尊重の問題ですね。別に九条とは直接関係がないと思います。

の尊重の問題ですね。別に九条とは直接関係がな  
いと思います。

それはさておきまして、私は今まで、だから  
そういうことがあらうかと思ってずっと語めてま  
ったのであって、まず第一に海外派兵の問題か  
ら入り、海外派兵はできないんだということは、  
これはまあ早急に具体的な態様を御検討願う、五  
十二条の集団的自衛権といふものがまさに正当防  
衛の自然権であるということについて、これは決  
制局長官はお認めになつたわけですね。正当防衛  
のこれは特殊な、つまり自衛権といふものを個別  
的自衛権と集団的自衛権に分けたのは行使の形態  
を分けたにすぎないのであって、本質は自衛権と  
いうものにあると思うんです。それは当然自然権  
として持つているものである、だからこそサンフ  
ランシスコ条約にも日ソ共同宣言にも、また日米  
安保条約の基本としてこれは据えられておるわけ  
ですね。その行使しないというのは、これは憲法論  
ではなくて政策論なんです。憲法にそんなこと  
は全然書いてない。それはむしろ前文の思想をも  
し強調なさるならば、これはまさに、第九条とい  
うものは自衛権の行使の形態としての武力の行使で  
を禁止したと見るのが常識ですよ。憲法前文に  
引つかけて、個別の自衛権は武力でもって行使で  
きるが、集団的自衛権は武力で行使できない、自  
然権を制約するような、そういう規定がどこにあ  
るのですか、前文に……。まして十二条、十三条  
は全然関係ないです。

○説明員(吉園一郎君) 先ほど憲法第十三条と申  
ひましたが、その前に、前文の中に一つ、そ  
の前文の第一文と申しますが、第二段目でござい  
ますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、云々」  
と、いうことなどがございます。それからその第一段  
に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ること  
とは、これはもうあらゆる学者のみんな一致し  
て、この憲法を制定いたしまして、さらに憲法第  
九条の規定を設けたわけでございます。その平和  
主義の精神といふものが憲法の第一原理だといふ  
ことは、これはもうあらゆる学者のみんな一致し

は、恒久の平和を念願し」のあとには、「われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということことで、平和主義をうたつておりますけれども、平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な國際社會ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、殘念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。そこで國を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は――十三条を引用いたしましたのは、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということから申しますと、外國の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外國の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でござります。しかし、それによつても外國の侵略が防げないこともありますからかもしれない。これは現実の國際社會の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかつた侵略が現実に起つた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利」が根底からくつがえられるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、ところが憲法第九条に対する私どものいままでの解説の論理の根底でござります。その論理はつづいて、美田君

衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国  
が——日本とは別なほかの国が侵略されていると  
いうことは、まだ我が国民が、わが国民のその幸  
福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されてい  
る状態ではないということ、まだ日本が自衛の  
措置をとる段階ではない。日本が侵略をされ、  
侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措  
置が発動するのだ、という説明からそりなったわ  
けでござります。

○水口宏三君 それは後半は政策論ではないです  
か。憲法上ですね、そういうことを明確に規定し  
ている条文はどこかと、いうことを私は伺っている  
のです。むしろこれには二つの根拠があつて、國  
連憲章五十一條から出でてくる自然権、正当防衛の  
自然権としての集団的自衛権という概念と、それ  
から日本国憲法第九条から出でてくる、あなたの方の  
おつしやる自衛権という概念と、その概念があ  
まいだから、常に政策論でもつてそこをつながな  
ければならなくなるわけですね。たとえば先ほど  
のお話の、明らかに日本に向かつて艦隊が攻めて  
くる場合には当然これを迎撃する。だからこれ  
はもう集団的自衛権というものとまさに密接な関  
係——その國が侵されることは日本の安全が脅か  
されるという、つまり日本の安全が脅かされると  
いうのは、まさに日本國民の生命財産が脅かされ  
るということですよ。そうでしょ、長官、日本  
の安全が脅かされるとということは。そういう場合  
にのみ正当防衛権的な自然権として集団的自衛権  
を認めていいのであって、それを何か個別の自衛  
権と集團的自衛権とは全く別な概念であつて、そ  
れを何か政策的ににつないで十三条を間に入れるな  
んというのはこつけいでよ、それは、法律論  
じやないですよ、それは、明確にしてください、  
そのところ。

○説明員(吉國一郎君) 政策論として申し上げて  
いるわけではなくて、第九条の解釈として自衛の  
ため必要な措置をとり得るといふ説明のしか  
た——先ほど何回も申し上げましたが、その論理

命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする。そのないようにするというには非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていう説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛というのは最小限度の問題でございまして、よい日本が侵されるという段階になつて初めて自衛のための自衛権が発動できるといふ、自衛のための措置がとり得るということございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があつたとして、その国が侵略されたとしてもまだわが国に対する侵略は生じていなかつたが、対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はそれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでござります。

○水口宏三君 納得できませんね。わが国と密接な関係にあるということは、たとえばアメリカと非常に密接な関係がありますね。じゃアメリカがどこかの国から攻撃されたからといって、直ちにわが国の安全は脅かされません。そうでしょう。

だから最初に、私はむしろ集団的自衛権というのを正當防衛権的な自然権であるということを長官

お認めになつてゐるわけですね。だから密接であるということは、単なる政治的な密接とか、あ

るいは経済的な密接さではないし、まさにその國

が脅かされるということが、わが国の安全、すな

わらわが国民の生命、財産を脅かされるといふ

とであつて、そのときに初めて集団的自衛権といふものが発動できるからこそ、正當防衛権的な自

然権といふことが言えるんじやないですか。そこ

を何かあいまいに密接な密接などおつしやるけれども、わが国の国民の生命、財産が脅かされるま

ではと言ふけれども、一方、久保防衛局長に聞けば、明らかにわが国を攻撃するという艦隊に対し

ては、その艦隊に向かつて攻撃することは当然の防衛行動であると、こういふお話をあるから、ど

うしてそこが結びつくのですか。だから法制局長官は密接なということばでごまかしている。密接なというのは政治的に密接である、經濟的に密接であるという意味じゃないですよ。まさにわが國

なりA国なりが自國が攻撃されたと同様として武力行使する、その侵略に対しても、そういう説明

は、國際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだろと思ひます。ただ日本は、

わが國は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、

他国の防衛までをやるということは、どうしても

ござりますのは、たとえわが國と非常に密接な

関係がある國があつたとしても、その國に対する

攻撃があつたからといって、日本の自衛権を発動

することはできないという意味で、密接のことば

を使つたわけございまして、いま水口委員の仰せられましたように、わが國と安全保障上と申しま

すか、國家の防衛上緊密な関係にあるその國が攻

められることは、日本の國が攻められると同じだ

といふやうな意味の考え方をしておりません。

○水口宏三君 そうすると、集団的自衛権といふのは拡大されるわけですか。私はむしろ、先ほど

申し上げた憲法調査会の論議を見ても、正當防衛

の自然権として、これを一応國際的にも、また憲

法調査会の中での論議でもそれを大体認めている

わけですね。正當防衛の自然権といふものは集団的自衛権に該当し得るといふことは、これは明ら

かにわが國の生命、財産、こういふものが脅か

されるという前提でなければ、これは私は発動で

きないだろと思うのです。ただ密接さといふこ

とばにはいろいろな密接さがあると思う。そんで

なくて、この場合は、まさにAという國が攻撃さ

れることがわが國の國民の生命、財産を脅かされ

るといふところにあるのじやないですか。それ

を、あなたささに拡大して、そういう意味で言つたのじやないのだといふうになつてきいたら、ど

ういうところにあるのじやないですか。それ

を何があいまいに密接な密接などおつしやるけれども、わが國の國民の生命、財産が脅かされるま

ではと言ふけれども、一方、久保防衛局長に聞けば、明らかにわが国を攻撃するという艦隊に対し

ては、その艦隊に向かつて攻撃することは当然の防衛行動であると、こういふお話をあるから、ど

うしてそこが結びつくのですか。だから法制局長官は密接なということばでごまかしている。密接な

というのは政治的に密接である、經濟的に密接であるという意味じゃないですよ。まさにわが國

なりA国なりが自國が攻撃されたと同様として武

力行使する、その侵略に対しても、そういう説明

は、國際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだろと思ひます。ただ日本は、

わが國は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、

他国の防衛までをやるということは、どうしても

ござりますのは、たとえわが國と非常に密接な

関係がある國があつたとしても、その國に対する

攻撃があつたからといって、日本の自衛権を発動

することはできないといふことだらうと思ひま

すが、それはあくまで自國の國民の生

命、財産が脅かされた場合、これを守るために

自衛権があるのではない。自衛権といふのは一

つです。しかもそれはあくまで自國の國民の生

命、財産が脅かされた場合、これを守るために

自衛権があるのではない。何も初めから二

つ自衛権があるのではない。自衛権といふのは一

つです。しかもそれはあくまで自國の國民の生

命、財産が脅かされた場合、これを守るために

自衛権があるのではない。何も初めから二

つ自衛権があるのではない。自衛権といふのは一  
あなた方は第九条の解釈、ことに前文について  
さつきあなたのところおつしゃいましたけれども、前  
方の場合は、これは正當防衛権的な自然権として成  
立するかしないかのけじめじゃないですか。まさにわが國  
の生命、財産に影響を与えるか与えないかとい  
うことは、これは正當防衛権的な自然権として成  
立するかしないかのけじめじゃないですか。まさにわが國  
の生命、財産に影響を与えるか与えないかとい  
うことは、これは正當防衛権的な自然権として成  
立するかしないかのけじめじゃないですか。まさにわが國  
の

國が取りきめを行なう、このことはむしろ一般的には五十一条の集団的自衛権の拡大解釈であるといわれているのですね。これは五十一条は、私が言ふまでもなく、急追不正の侵略が行なわれた場合ですね、その場合に自然権として奮勵されるものであつて、前提として取りきめがあるかないかなんということは、全然関係ないですよ。それを拡張して現在不必要に取りきめを行なっているところに問題があるのしやないですか。どこに取りきめなどといら規定がありますか、五十一条に。だからこそ自然権といわれているのじやないです。

とつてはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、財産を脅かすものとみた場合に、これはA国が由ていくといふことは、まさに自衛権の発動だからB国からの明示の要請がなくともいいのだといふ解釈のほうが、むしろ私は一般的の自然権としての解釈だと思います。それを見なれば、明示の要請がなければいかぬとおっしゃるけれども、それはそういう解釈にお立ちになつていいのですか。

○説明員(吉國一郎君)　これは国際法の問題で、私それほど専攻したわけではございませんので、あるいは条約局長から補足してもらつたほうがいいかと思いますが、大体の大かたの学説では、そ

平和条約の五条のC項でござりますか、と安保約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持つてゐるということは確認をしております。この自衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということです、条約上うたわれておりますが、これは國際上の問題として、日本が自衛権を持つてゐる、その自衛権というのは個別的及び集団的なものであります。ということを國際法上うたつたわけでございまして、憲法上こういう権利の行使についてとは、特別な措置をしなければならない。憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、

これが集団的自衛権だといふように解釈するのか、それら、これは私はどちらも妥当なよろんな気がいたしましたが、これ以上論争いたしません。

ただし、ここで、もしいま法制局長官がおつたとしやるようだに、憲法上集団的自衛権といふもの行使が禁止されているという解釈にお立ちにならぬなら、何で日米安保条約の前文に、権利を有するうちにそのことを確認し、次のとおり協定するといふようなら、条項が入ってくるのですか。これは明らかに放棄しているもののなら、日本が集団的自衛権を持つていいないと、いふことを前文に明記すべきではないですか。

たのは、取りきめが絶対なければいけないといふことではもちろんないと思います。ただ、その取りきめる何もなしに、そのA国とB国がそういう関係にあつた場合に、A国が侵略されたというのでB国が当然にそれを助けるというものではなくて、その場合には事前の段階でA国の要請なり、あるいはA国との承認が必要のだらうと思います。そういうものを、一般的には取りきめという形で事前に合法化するといいますか、合理化するということを一般普通の場合にはこうだということです。申し上げたつもりです。

それから、ついでと申しては恐縮でござりますが、おいまの講演では考へてあります。  
けれども、たとえばケルゼンのような学者は、コレクティブ・セルフディフェンス・ライトとのものについて、自衛権の観念に入れるることは、もとより無理だというような説明をしている学者さえあることをつけ加えておきます。

○水口宏三君　いまいことをおっしゃつた。そこで私は、まさに集団的自衛権が乱用されているところに問題がある。大体、集団的自衛権といふ観念が、本来の国連憲章のサンフランシスコの原

として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別の自衛権の発動としての自衛行動だけだと云ふことが私どもの考え方で、これは政策論としてではなく、法律論として、上述べてあるとおり、この法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのよろんな説明で、わが国は侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だと云ふ考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論

○説明員(高島義郎君) これはサンフランシスコ平和条約をはじめ、ほかの文書にもござりますけれども、日本が主権国としていろいろ権利を持っていますということを確認しただけのことです。まして、安保条約そのものの中では、そのような意味での集団的自衛権は日本は行使できないということを前提に全体が起草されております。と申しますのは、先ほどもちょっと申しましたけれども、日米安保条約といふものは、いわゆる安保条約の中では非常に特殊な条約でございまして、むしろ互防条約になつておらない。それはまさに日本に集団的自衛権を行使することができない憲法化してあります。

○水口宏三君 それでもなおかつこの五十二条の  
解釈として、取りきめがあるときはもちろん論外  
です。明示の要請があった場合に脅かかどうかと  
いうことすら、これは今まで確定しておりませ  
んね。むしろこれは自然権である以上、明示の要  
請を必要としないという解釈のほうが一般解釈だ  
と思うのです。これはなぜかといえば、A国に  
の地との間に、取りきめさえあればいいという  
ようなことになつては困るといふようなお話をどう  
ざいましめたけれども、そういうものが容認される  
ということは私は考えておりません。

案にはございませんですからね。これはダンペー  
トン・オーラス会議ですか、あそこで初めてアメ  
リカ側から入れられ、五十三条の旧敵国の中文言が  
ソ連側から入れられたというのは、私が申し上げ  
るまでもないことだと思います。そういう意味で  
、集団的自衛権というものは、初めから非常に常  
にあいまいなものであるが、少なくとも法的解釈を  
しては、正当防衛に関する自然権であるというの  
がいま確立をしている。それを前提にして、日米  
安保条約が締結されているにもかかわらず、あま  
り日本は集団的自衛権を行使しないというのは、  
これはまさに政策論じやないですか。法律論じじゃ  
ないですよ。この点、条約局長いががですか。  
**○説明員(吉岡一郎君)** 私の、これはお答えと申  
し上げるより証明みたいなものでございますが、

として説明をしているつもりでござります。  
○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまだだ  
回か機会がありますから、これ以上論争してもし  
かたがないと思います。ただ、私が申し上げた  
のは、集団的自衛権に対する解釈について法制局  
長官がしばしばこれを変えになってきている  
さつき申し上げた正当防衛の自然権であると立  
場に立つて、この場合の解釈は、まさに日本本  
民の生命、財産が脅かされるような状況といふ  
のは、これが正當防衛のための自然権であるとす  
れば、どこかの国がある艦隊を率いて日本を攻撃  
する場合と、当然Bという國を通つて日本を攻撃  
する場合とあるでしょ。そういう場合、Bが攻撃  
撃されることは即ちが國の国民の生命、財産を脅  
かされると思つて、これに対する方針をうつさ

の制約があるからそうなりつているということです。前文は、何回も申しますけれども、この平和条約その他の文書と同じように、日本がまだ権国家として当然持っていることをここに確認したということだけの意味でございます。

○水口宏三君　それは条約局長、サンフランシスコ条約をお読みになつてごらんなさい。これは日本がまずからの意思でもつてやつたのじゃないのですよ。つまり講和する相手国が日本にそういうものを認めるといふ、許容するということですね。ない。日本から何ら積極的にそれについて意思表示をしていないのです。日ソ共同宣言の掲示も、連は日本に、日本はソ連に認めているのですね。ところが安保条約だけは、相互に持つていて、両国ともに持つていて、これが違つていい

1

ところが安保条約だけは、相互に持っていることを、両国が固有に持っている、これを確認して、

これが集団的自衛権だといふように解釈するのなら、これは私はどうも妥当なような気がいたしません。二三以降、こうした。

るんですね。相互に両国が持っていることを確認しているんですよ。だから、サンフランシスコ条約、日ソ共同宣言から見ると、これは明らかに日本が集団的自衛権を持つている、しかもその行使について何ら前文には制限をうつっていないんですね。とすれば、これはまあ当然今までの自然権としての集団的自衛権の行使というものを安保条約では禁止しているんだということには全然ならないと思います。結局、今までの条約をすつと羅列してきて安保条約へきて、ついにこれはもう、相互にお互いが持っていることを確認し合つたんですね。それでどうして日本だけが集団的自衛権を放棄するなんということが出てくるんですか。

○説明員(高島益郎君) それは、先ほどから吉國長官が御答弁しておられますとおり、憲法の自己抑制といらうのがございまして、日本には集団的自衛権はあるけれどもこれを行使できない、そういうふたてえで安保条約ができるということを申しておるわけでござります。

○水口宏三君 それでは、私もう一回。あとで統一見解を伺いたいんでござりますけれども、どうも今までの御答弁を伺つてみると、少なくとも国連憲章五十一條の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九條に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになつた、あるいは憲法の前文まで引用なさつた、それらを含めて、何で憲法第九條といらうものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおっしゃつているが、禁止でしょうね。禁止していると見ていいんでしよう。禁止しているのか、その点をもう少し文書で明確にしていただきたい。今までの論議では納得できません。いま申し上げたような五十一條における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、九条、十三条、それから日米安保条約これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止されているということをもう少し国民にわかりやすく言つていただきたいんですね。おそらくきょうの論議を聞いて国民は何が何だか

わからないわけです、このままでは。自己抑制的な  
なんて——自己抑制といふのは、私非常に主觀的な  
なものであって、だから当然憲法論議である以  
上、それは解釈の相違もございましょうが、これ  
は単なる解釈の問題ではないと思うんですね。そ  
れ点は准こつとつ文書をもつて即回答したこと

する。それは日本にとつての非常な脅威でござりますね。そういう場合であつても、集団的自衛権は行使は行なわない、そう解釈してよろしいですか。

する。それは日本にとつての非常な脅威でござりますね。そういう場合であつても、集団的自衛権は行使できません。の行使は行なわない、そう解釈してよろしくんでありますか。

○説明員(高島益郎君) 雖かに先生の御指摘のトうな事態は、非常に日本にとつても脅威であるふうに思ひます。しかし、これに対処する日本の行為としましては、集団的自衛権は行使できません。いうことは、確固たる立場でございます。

○水口宏三君 それでは、一応海外派兵の問題につきましてはその程度にいたしたいと思います。

それで、いまの統一解釈を伺つた上でまた委議をいたしたいと思いますけれども、そうすると日本が集団的自衛権の行使を行なわぬといふことを前提にして、今度の四次防につきましては、防衛庁の原案がつくられて、いま国防會議で係閣僚会議でも――さようも何か御審議なさつたところでござりますけれども、新聞等を見ますと、増原防衛庁長官は五次防から六次防まで何か考へていらっしゃるらしいんでござりますけれども、一言で言って四次防の骨子と今後の見通しでございますね、これをあらためて――これはもう時間がございませんので、要点だけぜひひとつこなして御意見を承りたいんです。この場合に、できましたならば、これまで非常に論議されました中曾根想と異なる点あるいはこの前の衆議院の内閣審査会でも問題になつた防衛力の限界等も含めて、現在の四次防といふものの位置づけ、それから具体的基本的な要點、性格、そういうものを、概略だけつべてござりますからお示し願いたいと思ふます。

○國務大臣(増原恵吉君) 四次防の性格、位置づけ、これはいま御質問にありました四次防原案、いわゆる中曾根案といふものとの関係において上げたほうがわかりいいように思うのであります。が、防衛庁原案は昭和四十七年度を初年度いたしまして五年間の計画であります。が、これは十年後のいわゆる防衛上の状態を想定をして

約というものがあるわけでありまするが、これに對処をするというこの防衛力を一応検討、想定をいたし、その防衛力と見合つて五年間の第四次防衛力整備計画をつくつたといふ性格のものであります。これが昨年來の原案作成以来の、いろいろの経過に基づきまして一つの大きい経過は、ニクリン大統領の訪中すなわち極東における緊張の緩和、これはさらに訪中だけの問題でなく、極東における緊張の緩和、世界的にもほかの方面においても緊張緩和というよろんな傾向も若干出でてゐることは御承知のとおりでござりますが、そういうことと、いわゆるニクソン・ショック、ドル・ショックといいまするか、これに続く通貨不安、国際通貨不安、これによりまする日本の經濟財政の見積もりのダウンと、いうふうなものが一つのあれになつたと思うのでござります。それと、手続上四次防策定といふことが、いろいろの理由がありましたが順調に進みませんで、四十七年度を初年度として発足するということでございましたが、四十七年度に至る前に国防會議で決定することができないということになりました。したがいまして、二月七日でありますたが、四次防の大綱、これは三次防の場合にも大綱といふものをつくりましたが、四十七年度に至る前に国防會議で決定する所まで、一次防、二次防、三次防と、三次防までその大綱をつくりまする際には、原案にありました構想、十年先の一つの防衛力を考えた上で四次防を策定するという考え方を取りやめまして、今まで一次防、二次防、三次防と、三次防までの日本國の持つておりまする国防の基本方針にのつとつてまいりましした防衛力の整備、この三次防における整備の大綱その他に示しておりまする整備の方向に、それを踏襲をするとといいますか、そういう方針で防衛力を整備をしていくといふ形であります。これがその後手順によつてきまりました。四次防の大綱がきめられたということでござります。四次防を正式にきめるというのには、主要項目をいまとそのそれによつてきめなければならぬのであります。これがその後手順によつてきまりましたんで、二月七日に、夏以降四次防を決定する、策定するといふことでありますたが、六月三十日に、